

京都市告示第 347 号

京都市斎場条例第 2 条ただし書の規定に基づき、京都市中央斎場の受付時間を次のとおり変更します。

平成 21 年 12 月 1 日

京都市長 門川 大作

変更する年月日	変更後の受付時間
平成 21 年 12 月 4 日 (金)	午前 10 時から午後 4 時 30 分まで
平成 21 年 12 月 20 日 (日)	
平成 21 年 12 月 26 日 (土)	
平成 21 年 12 月 31 日 (木)	午前 10 時から午後 6 時まで
平成 22 年 1 月 3 日 (日)	午前 10 時から午後 4 時 30 分まで
平成 22 年 1 月 4 日 (月)	
平成 22 年 1 月 13 日 (水)	
平成 22 年 1 月 30 日 (土)	
平成 22 年 2 月 5 日 (金)	
平成 22 年 2 月 16 日 (火)	
平成 22 年 2 月 22 日 (月)	
平成 22 年 3 月 6 日 (土)	
平成 22 年 3 月 17 日 (水)	
平成 22 年 3 月 23 日 (火)	

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)